



ITS Connect ロゴ使用規程

ITS Connect RE105

施行日：平成27年11月9日

制定日：平成27年11月9日

改定日：令和5年3月18日

ITS Connect 推進協議会

本書の著作権は、ITS Connect 推進協議会に帰属するものであり、許可なく複製や配布、配信をしてはならない。

本書の一部または全部を転載等の利用を行う場合は、事前に当協議会の許可を受けること。

本書の内容に関する知的財産権の扱いは、当協議会の知的財産取扱規程に基づく。

その他、本書の利用及び管理については、当協議会の定めに従うこと。

1 目的

本規程は、ITS Connect 推進協議会（以下「協議会」という。）が保有する ITS Connect の商標（以下「ITS Connect ロゴ」という。）について、その使用方法、使用手続き等を定め、ITS Connect ロゴの適正な使用を通じて ITS Connect の普及促進に寄与することを目的とする。

2 使用許可

- (1) 協議会の非会員で ITS Connect ロゴの使用を希望する者は、様式 RE105-01（ITS Connect ロゴ使用許可申請書／許可書）を協議会に提出し、その許可を受けなければならない。
- (2) 協議会は、(1)の申請に係る ITS Connect ロゴの使用が、ITS Connect の普及促進に資すると認められ、かつ、その使用目的が次の要件のいずれかに該当する場合には、様式 RE105-01（ITS Connect ロゴ使用許可申請書／許可書）の写しに捺印して、申請者に交付する。
 - ① ITS Connect 車載機／路側機等の ITS Connect に関連する商品又はサービス（以下「商品等」という。）に使用され、又は商品等に係る広告物等に使用されるものであること。
 - ② ITS Connect の安全、円滑な運用若しくは普及促進又は ITS Connect の利用者の利便に資する事業又は業務に関して使用されるものであること。
- (3) 協議会会員は、(1)の許可を受けることなく ITS Connect ロゴを使用することができる。
- (4) (1)の使用許可又は(3)により ITS Connect ロゴを使用するもの（以下「ITS Connect ロゴ使用者」という。）は、本規程、使用許可書に付された使用条件及び下記 3 (1)の「ITS Connect ロゴマニュアル」（以下「本規程等」という。）を遵守し、ITS Connect ロゴを適正に使用しなければならない。
- (5) ITS Connect ロゴ使用者は、自ら ITS Connect ロゴを使用するほか、当該商品等を供給し、又は委託する小売店等に ITS Connect ロゴを使用させることができる。この場合、ITS Connect ロゴ使用者は、その責任で、小売店等に本規程等を遵守させなければならない。

3 使用方法等

- (1) ITS Connect ロゴの表示方法については、別途協議会が定める「ITS Connect ロゴマニュアル」によるものとする。
- (2) ITS Connect ロゴ使用者は、ITS Connect ロゴを自ら積極的に使用するとともに、小売店等に使用を促すなどにより、ITS Connect の普及促進に努めるものとする。
- (3) ITS Connect ロゴ使用者は、ITS Connect ロゴを自ら独自の商品特定する名称又

は固有の商標として使用してはならない。ITS Connect ロゴを商品等に表示する場合には、当該商品等又はその製造者等の名称、商標等を併せて表示するなど、ITS Connect ロゴが当該商品等の名称又は商標と誤認されないよう配慮するものとする。

- (4) ITS Connect ロゴ使用者（上記2(3)の者を除く。）は、ITS Connect ロゴを使用したときは、その見本又は写真等を添えて協議会に報告するほか、毎年度末までに様式 RE105-03（ITS Connect ロゴ使用状況報告書）により、ITS Connect ロゴを使用した商品等の種類、数量等必要な事項を協議会に報告しなければならない。

4 許可の取り消し等

- (1) 協議会は、ITS Connect ロゴ使用者が次のいずれかに該当した場合には、ITS Connect ロゴの使用許可を取り消し、期間を限って使用を停止させ、使用の方法若しくは目的を制限し、又はその者に対し ITS Connect ロゴを使用した商品等の回収若しくは廃棄等を求めることができる。この場合、ITS Connect ロゴ使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。
- ① 本規程等に違反して ITS Connect ロゴを使用したとき。
 - ② ITS Connect ロゴを使用した商品等が ITS Connect の普及促進に支障を及ぼす恐れがあるとき又は ITS Connect ロゴを公序良俗に反する方法で使用したとき。
- (2) 協議会は、(1)の措置を講ずるときは、あらかじめ当該 ITS Connect ロゴ使用者の意見を聞かなければならない。
- (3) 協議会会員（幹事会員、正会員）は、ITS Connect の運用に著しい支障があると認める場合、その他特に必要がある場合には、特定の ITS Connect ロゴ使用者に対し(1)の措置を講ずるよう、協議会に求めることができる。

5 損害賠償

ITS Connect ロゴ使用者は、ITS Connect ロゴの使用に関し協議会に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

6 許可の期間

ITS Connect ロゴの使用許可の期間は、協議会が許可書を交付した日から1年とする。この期間満了の日の1ヶ月前までに協議会又は ITS Connect ロゴ使用者の双方から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例による。

附則

本規程は、平成27年11月9日より施行する。

本改定は、令和5年3月18日より施行する。